

第 12 章 準備書に対する経済産業大臣の勧告

「電気事業法」第 46 条の 14 第 1 項の規定に基づく環境影響評価準備書についての経済産業大臣の勧告（令和 4 年 6 月 28 日）は以下に示すとおりである。

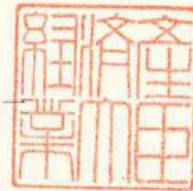
経済産業省

20211022保第3号

令和 4 年 6 月 28 日

株式会社 エムウインズ八竜
代表取締役 高橋 恵一 殿

経済産業大臣 萩生田 光



株式会社エムウインズ八竜「（仮称）八竜風力発電所更新計画に係る
環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和 3 年 10 月 22 日付けで届出のあった「（仮称）八竜風力発電所更新計画に係る環境影響評価準備書」について、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 14 第 1 項の規定に基づき審査した結果、環境影響評価について下記のとおり勧告する。

また、同条第 4 項の規定に基づき、秋田県知事からの意見の写しを送付するので、環境影響評価の実施に当たっては、これを勘案されたい。

記

届出のあった準備書を基に事業特性及び地域特性の把握を行った上で環境影響評価法第 20 条第 1 項の規定に基づく秋田県知事の意見を勘案し、電気事業法第 46 条の 12 の規定に基づく意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配意するとともに、電気事業法第 46 条の 14 第 2 項の規定に基づく環境大臣の意見を聴き審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、別紙に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施されたい。

(別紙)

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

○事後調査について

- (1) 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。
- (2) 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。
- (3) 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。
- (4) 対象事業実施区域の周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中等の風力発電事業が計画されている。他の事業との累積的な影響に係る事後調査の実施に当たっては、他の事業者と情報を共有するよう努めるとともに、必要に応じて合同での調査を実施すること等により、累積的な影響を最大限把握すること。
- (5) 他の事業者から累積的な影響の予測又は評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図ること。

2. 各論

○鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているオジロワシ等の希少猛禽類や「環境省レッドリスト 2020」（令和2年3月環境省）で絶滅危惧ⅠA類として分類されているチゴモズの生息が確認されている。また、対象事業実施区域の周辺には、渡り鳥の集団渡来地（越冬地・中継地）となっている八郎潟干拓地が存在し、対象事業実施区域及びその周辺はガン類、カモ類及びハクチョウ類の渡りの経路となっている。

このため、本事業の実施に伴う影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺において、チゴモズの生息が確認されていることから、評価書の作成までに、専門家等からの助言を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて、必要な環境保全措置を講ずること。

- (2) 鳥類の風力発電設備への衝突事故や移動の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性を伴うことから、バードストライクの有無等に係る事後調査を適切に実施するとともに、バードストライクが確認される等、重要な鳥類や渡り鳥に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付等鳥類からの視認性を高める措置や稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。
- (3) 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体を確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。
- (4) バードストライクに関する事後調査については、死骸の見落としや他の動物の持ち去りによる過小評価を回避するため、専門家等からの意見や国が示す技術情報等を踏まえ、十分な頻度で調査すること。
- (5) チゴモズは夏鳥であり、工事による影響が懸念されることから、必要に応じて、事後調査を検討すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。